

募集案内

金沢区空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業

- 1 空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業とは・・・

高齢化の進展により、空き家や一人暮らしによる空き室が増え、また、商店街でも休業する店舗が増加している傾向があります。

金沢区内の空き家、空き店舗等を賃貸し、多世代の交流、子育て支援、高齢者の生活支援などの地域の活性化に向けた取組みを「金沢区空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業補助金」により支援します。
- 2 空き家等とは・・・金沢区内にある住宅地や商店街等で現に利用されていない建物
- 3 申請できる団体

区民で組織され、区民が自由に参加している団体及び継続的に行おうとする団体（ボランティアグループ、NPO団体、自治会町内会等）
- 4 対象事業

サロン等の交流事業、子どもや高齢者居場所事業、高齢者支援事業の開設・運営その他のコミュニティサロンを活用した事業
- 5 補助額等
 - (1)新規に施設・店舗等を開設し、新たな事業を始めるとき1年目は上限150万円
 - (2)同一活動主体が他に施設・店舗を開設し事業を始めるとき又は増設して事業を行うとき1年目は上限150万円
 - (3)既設の施設・店舗で新たな事業を始めるとき又は、既存事業の継続が必要と認められるとき上限50万円

各区分とも2年～3年の上限は50万円で、補助率は10分の9です。
- 6 補助対象経費

空き家、空き店舗を賃借し、施設を開設する場合の改修経費や事業活動の経費で単年度で審査します。

最長で3年間継続補助が可能です。
- 7 申請書類

申請書類には、事業計画書のほか会則、会員名簿の他団体の概要書、空き家等の所有者又は管理者の意見書、自治会町内会の意見書

8 申請受付期限

随時受付しておりますが、交付先や補助額については、予算の範囲内となります。
気軽にご相談ください。

9 問い合わせ先

地域振興課地域力推進担当 電話 7 8 8 - 7 8 0 9